

## e-文書法対象規定の整理（概要）

- e-文書法第三条第一項等の規定により書面の保存等に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存等を行うことができる対象の規定を列挙している以下の別表及び条項の規定の整理を行う。
  - ・ 内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第二十一号）別表第一～第五
  - ・ 内閣府及び財務省の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令（平成十七年内閣府・財務省令第二号）別表第一～第四
  - ・ 労働金庫法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令（平成十七年内閣府・厚生労働省令第三号）第三条、第五条、第八条、第十条